

1. 障がい者虐待とは？

(1) 障がい者虐待防止法における用語の定義

用語	定義
障がい者	「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」（障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者）であり、障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。 【法第2条第1項】
障がい者虐待	「養護者による障がい者虐待」、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」、「使用者による障がい者虐待」を言います。 【法第2条第2項】
養護者	「障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と規定されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当します（同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります）。 【法第2条第3項】
養護者による障がい者虐待	「養護者」が養護する障がい者に対して行う虐待行為 【法第2条第6項】
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待	「障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者」が障がい者に対して行う虐待行為 【法第2条第4項・第7項】
使用者による障がい者虐待	「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（国及び地方公共団体は除く）」が使用する障がい者に対して行う虐待行為 【法第2条第5項・第8項】

(2) 障がい者虐待の区分と例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>【内容】障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。</p> <p>【具体例】殴る、蹴る、たたく、つねる、やけどさせる、身体拘束（ベッドに縛り付ける、過剰な服薬による抑制、部屋に閉じ込める等）等</p>
性的虐待	<p>【内容】障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体例】性的行為の強要、性器への接触、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる等</p>
心理的虐待	<p>【内容】障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応（又は不当な差別的言動）、その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体例】怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する等</p>
放棄・放任 （ネグレクト）	<p>【内容】障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人（他の利用者、他の労働者）による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。</p> <p>【具体例】食事や水分を十分に与えない、排せつ介助をしない、入浴させない、必要とする福祉サービスを相応の理由なく制限する等</p>
経済的虐待	<p>【内容】障がい者の財産を不当に処分すること、その他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>【具体例】本人の年金等を無断で管理し渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない等</p>
自己放任 （セルフネグレクト）	<p>【内容】通常の一の人として生活において当然行うべき行為を行わない又は行う能力がないことから、自己の健康や安全が脅かされる状態に陥ること。</p> <p>【具体例】昼間でも雨戸が閉まっている、非衛生的な又は危険な住居で生活している（ゴミが溜まっている、害虫が発生している、電気・ガス・水道などが止まっている等）等</p>

※障がい者虐待防止法上の規定はありません

(3) 障がい者虐待発見チェックリストの例

虐待をしていても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても自らSOSを訴えない場合がよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。ただし、これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

<身体的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	身体に小さな傷が頻繁にみられる
	太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
	回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
	頭、顔、頭皮などに傷がある
	お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
	急におびえたり、こわがったりする
	「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
	傷やあざの説明のつじつまが合わない
	手をあげると、頭をかばうような格好をする
	おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
	自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
	医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
	肛門や性器からの出血、傷がみられる
	性器の痛み、かゆみを訴える
	急におびえたり、こわがったりする
	周囲の人の体をさわるようになる
	卑猥な言葉を発するようになる
	ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
	眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
	性器を自分でよくいじるようになる
	生理がない

<心理的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
	不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
	食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任（ネグレクト）のサイン>

チェック	サイン例
	身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
	部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
	ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
	体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
	過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
	病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
	事業所や職場、学校に出てこない
	支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
	日常生活に必要な金銭を渡されていない
	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
	サービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
	親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

<自己放任（セルフネグレクト）のサイン>

チェック	サイン例
	単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
	昼間でも雨戸が閉まっている
	窓ガラスが割れたまま放置されている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
	ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
	郵便物がたまってきたまま放置されている
	野良猫のたまり場になっている
	近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

(参考資料：NPO 法人 PandA-J 作成「障害者虐待防止マニュアル」)

【参考】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
		障がい福祉 サービス 事業所等	相談支援 事業所	高齢者 施設	障がい児 通所支援 事業所	障がい 児入所 施設等	障がい児 相談支援 事業所		
18 歳未満	児童 虐待防止法 ・被虐待者 支援(府)	障がい者 虐待 防止法 ・適切な権 限行使 (府・市)	障がい者 虐待 防止法 ・適切な権 限行使 (府・市)	—	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な権 限行使(府・市)	児童福祉 法 ・適切な権 限行使 (府・市)	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な権 限行使(市)	障がい者 虐待 防止法 ・適切な権 限行使 (労働局)	障がい者 虐待 防止法 ・間接的 防止措 置 (施設長)
18 歳以上 65 歳未満	障がい者 虐待防止法 ・被虐待者 支援(市)			—	【放課後等 デイは 20 歳まで】	【20 歳 まで】	—		
65 歳以上	障がい者 虐待防止法 高齢者 虐待防止法 ・被虐待者 支援(市)			【特定疾病 40 歳以上】 高齢者 虐待防止 法 ・適切な権 限 行使 (府・市)	—	—	—		

2. 市の役割と責務

(1) 養護者による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議（法第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室確保（法第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（法第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（法第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会の制限（法第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保（法第14条）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（法第35条）

(2) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等（省令）
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（法第17条）
- ③ 障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（法第19条）

(3) 使用者による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（法第23条）

(4) 市障がい者虐待防止センターの機能と周知

市は、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局において、市障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており（法第32条第1項）、以下の業務を行います。

- ① 養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理（法第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言（法第32条第2項第2号）
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（法第32条第2項第3号）

3. 通報の義務

(1) 国民の責務

国民は、障がい者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努める必要があります（法第5条）。

(2) 通報の義務

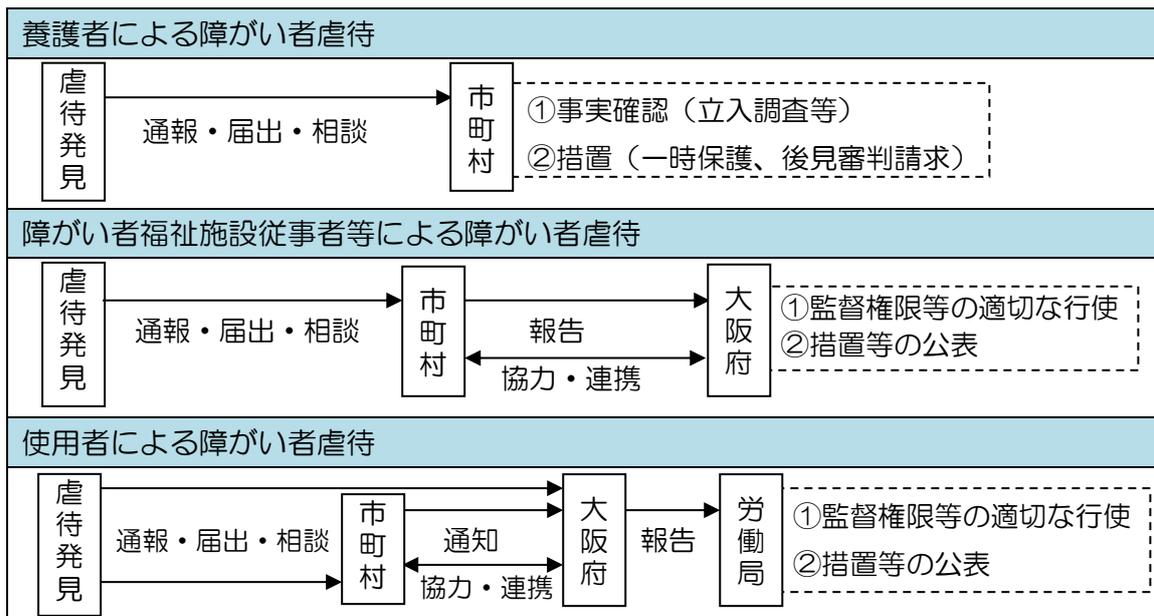
障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに、これを市（又は大阪府）に通報しなければなりません（法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項）。

この通報については、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものと解釈してはならないと規定されており、法律上の罰則規定は除外され（法第7条第2項、第16条第3項、第22条第3項）、障がい者福祉施設従事者等や労働者は通報（虚偽または過失によるものを除く）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています（法第16条第4項、第22条第4項）。

また、通報者のプライバシー保護として、通報や届出を受けた市（又は大阪府）の職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています（法第8条、第18条、第25条）。

これらの通報者保護の規定は、障がい者虐待の早期発見・早期対応の重要性の観点から設けられた規定となっています。

【参考】障がい者虐待防止等のスキーム



4. 関係機関の役割と責務

(1) 関係機関の役割と責務

保健・医療・福祉等関係者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければなりません（法第6条第2項）。また同項では、以下の関係者が規定されています。

- ◆ 障がい者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障がい者福祉関係団体
- ◆ 障がい者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、障がい者福祉関係者、使用者

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる障がい者虐待の防止のための啓発活動並びに障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための施策に協力するように努めなければなりません（法第6条第3項）。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

(i) 障がい者福祉施設の設置者等

障がい者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障がい者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（法第15条）

(ii) 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障がい者虐待防止等のための措置（法第21条）

(iii) 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（法第29条）

(iv) 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（法第30条）

(v) 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（法第31条）

(2) 早期発見と早期対応に向けて

① 基本的な視点

虐待は、特定の人や家庭、場所で起こるものではなく、どの状況でも起こり得るものです。気づかないうちに虐待をしている場合や、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識はないために被害を訴えられない場合も多くあります。

障がい者虐待の対応においては、虐待者の自覚は問わず、被虐待者についても、その障がい特性から自分のされていることが虐待だと認識できない場合や、虐待の長期化による無力感から諦めている場合もあり、被虐待者からの SOS を待つのではなく、周囲の積極的な介入が必要になる場合があります。

そのため、支援者は虐待発生のリスクに最大の注意をはらい、虐待のサインに気づくことが大切です。

② 発見していることへの気づき

虐待の事実、虐待者や被虐待者の言葉だけではなく、生活介護やショートステイの入浴場面等で発見される場合もあり、身体状況や表情等からも虐待を受けているサインが出ている可能性があります。また、訪問サービスや相談支援等における家庭訪問等の場面の中で、家の現状等を見て気づく場合もあります。

【コラム】 ～連続性の錯覚～

行動障がい等にどのように対応していいか分からず、つい不適切な関わりをしてしまう。介護者や支援者にストレスや疲れがたまっていく中で、つい不適切な関わりをしてしまう。そのようなときに、これで良いのかと立ち止まって反省できれば不適切な関わりがエスカレートすることはありませんが、周囲の人々が不適切な関わりを「仕方ない」と容認してしまうと、良心のタガはずれ、感覚がマヒし、次第に不適切な関わりがエスカレートしてもそれを自覚することができなくなってしまいます。これを「連続性の錯覚」といい、結果として、悪いことをしているという自覚のないまま、障がい者を虐待することになります。

③ 発見した場合の手順

虐待を疑うケースを発見（相談を受ける）した場合、あらかじめ組織内で確認の手順を整備しておくこと、適切な通報につながりやすくなります。

＜手順の作成例＞

1. 虐待を疑うケースを発見する。
2. 虐待の定義・チェックリストの例を利用し、複数の職員間で確認しあう。
3. 当事者が利用しているサービス事業者間での情報を確認しあう。
※相談支援専門員へも連絡を行う。
4. 市障がい者虐待防止センター、障がい者基幹相談支援センターへ連絡し、相談する。
5. 必要であれば、同行訪問などを行い、チームとして今後の対応を行う。

④ 発見した場合の連絡先（通報・相談）

虐待を疑うケースを発見（相談を受ける）した場合の通報・相談は、以下の窓口で受け付けます。

連絡先	虐待の種類		障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待		使用者による障がい者虐待	
	養護者による障がい者虐待		通報	相談	通報	相談
（市障がい者虐待防止センター） 富田林市 子育て福祉部 障がい福祉課 ☎ 0721-25-1000（内線434・435）	○	○	○	○	○	○
（障がい者基幹相談支援センター） ＜第1圏域＞聖徳園みどりの風 ☎ 0721-26-8627 ＜第2圏域＞つじやま相談室 ☎ 0721-28-5311 ＜第3圏域＞四天王寺悲田富田林苑 ☎ 0721-29-0500	—	○	—	○	—	○
（大阪府障がい者権利擁護センター） 大阪府 福祉部 障がい福祉室 ☎ 06-6944-6615	—	—	—	—	○	○

(3) 相談を受けた場合の対応

本人、家族、関係者等からの相談や通報は、障がい者虐待の発見や緊急性の判断のための大きな情報です。

最初の対応を誤ると、障がい者虐待把握の機会を逸してしまったり、後の調査や介入が困難となってしまうこととなるので、慎重かつ丁寧に相談者の訴えたい内容について、以下のポイントを引き出しながら対応する必要があり、相談者が了解すれば、市障がい者虐待防止センターや障がい者基幹相談支援センターにそのまま連絡をとってください。

① 事実の確認

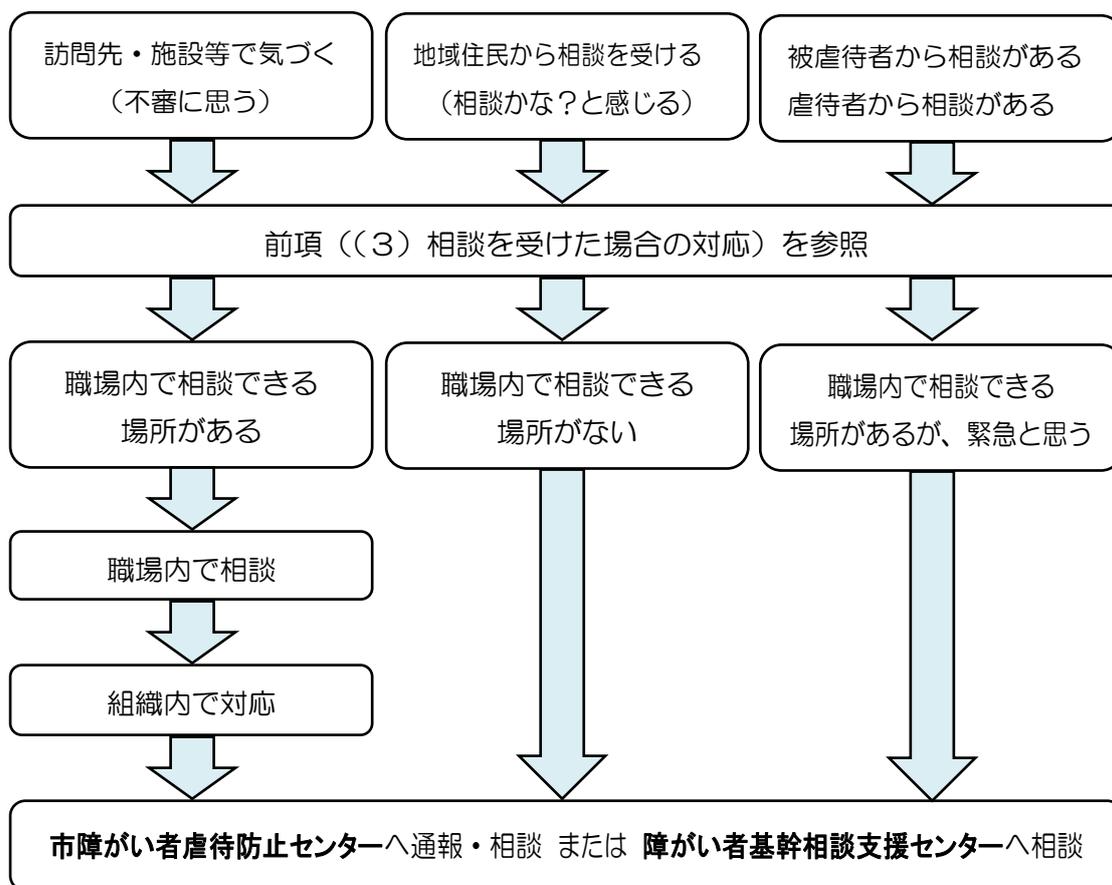
- ◆ 虐待の状況（虐待と思われる内容と経過（日時やそのときの様子※）、緊急性の有無とその判断理由）
※「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と客観的に
- ◆ 障がい者本人の状況（氏名、居場所、連絡先、心身状況、意思表示能力など）
- ◆ 虐待者（虐待をしている（疑いを含む）養護者等）及び家族の状況
- ◆ 障がい福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
- ◆ 相談者の情報（氏名、連絡先、障がい者本人・虐待者との関係） など

② 相談者の希望

- ◆ 虐待の届出をしたいのか
- ◆ 話を聞いてほしかっただけなのか
- ◆ 相談内容は当事者に知られても良いのか、匿名のままだがよいのか
- ◆ 早期の対応を望んでいるのか など

ただし、相談を受けた内容が虐待にあたるのか判断に迷う場合や、相談者が市障がい者虐待防止センターや障がい者基幹相談支援センターに相談することを拒否した場合は、「4. (2) ③ 発見した場合の手順 (P.10)」を参考に組織内で検討するほか、緊急性があると感じた場合は躊躇せずに市障がい者虐待防止センターや障がい者基幹相談支援センターに相談してください。

(4) 相談・発見から通報・相談までのながれ



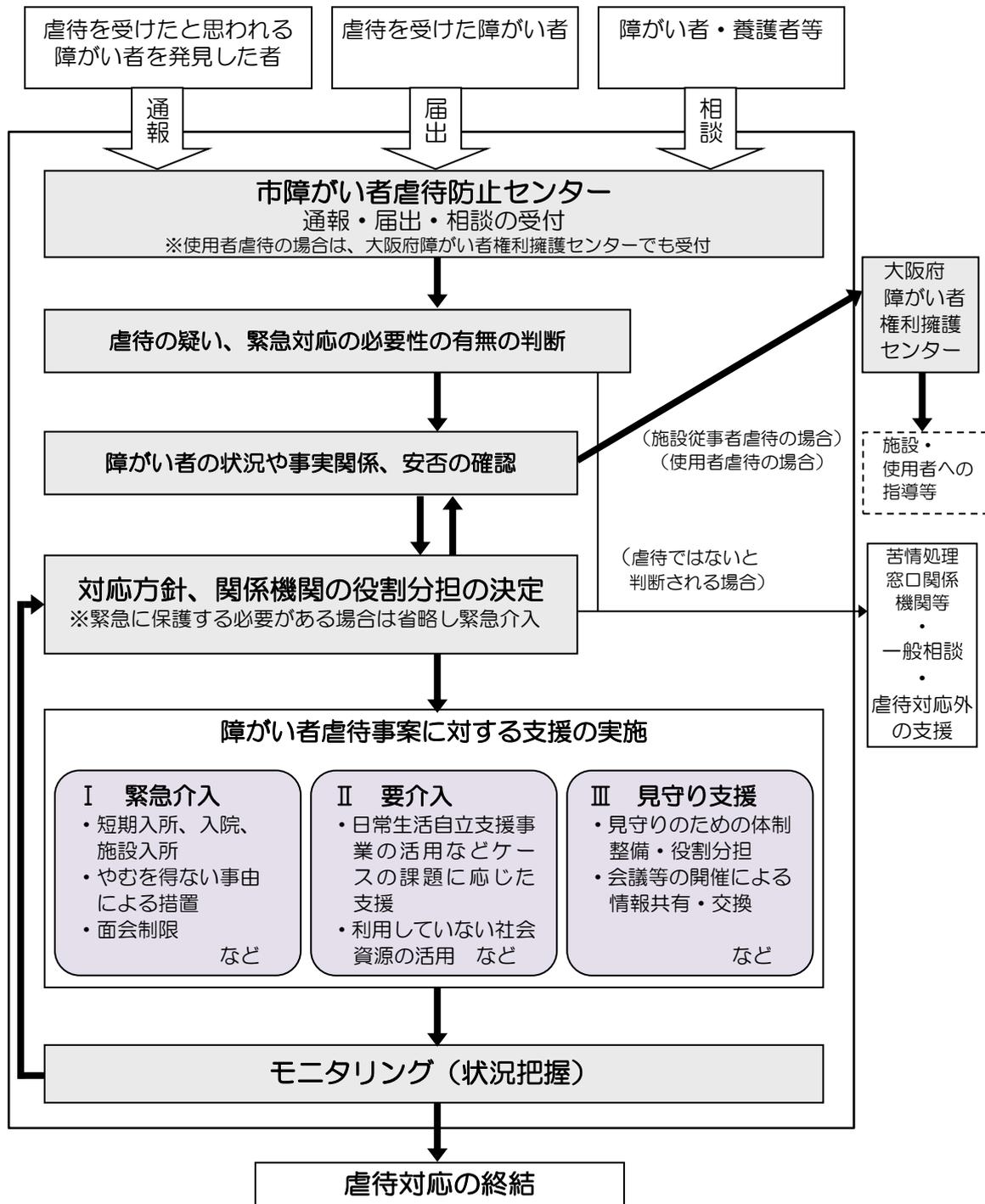
(5) 通報・相談を行った後の支援

市は、障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受付けた場合、直ちに虐待の疑いがあるのか及び緊急対応が必要な場合であるのかを判断した上で、通報内容に関する事実確認等を行い、事案に対応する関係機関を交えて対応方針を検討・決定し、各関係機関の役割分担を行います。

関係機関は、対応方針の検討結果を踏まえ、障がい者虐待対応のチームの一員として、その役割・機能を果たすこととなります。

支援の過程においては、見たり聞いたり観察したことに対して記録を残すことが重要です。記録を残すことで経過を追った事実を確認でき、支援の評価や今後の対応方針の検討・決定につながるようになります。場合によっては、法的な証拠書類になる場合もあるので、日時や記録者名の記載を忘れないようにします。身体状況や家屋内の状況など、観察した事実については、可能であれば写真に、撮影の承諾が得られない場合はイラスト等により必ず記録に残すようにします。また重要な証言等を得る場合については、録音(同意を得た上で)なども有効な手段です。

(6) 障がい者虐待対応スキーム



※ここでのいう終結とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも本人や養護者の関わりが終結するわけではありません。地域で安定した生活を継続するために、必要に応じて、権利擁護対応や従来の相談支援対応に移行するようにします。

卷末資料

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成二三年六月二四日法律第七九号)

(改正 令和四年六月二二日法律第七七号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター
（第三十二条—第三十九条）

第七章 雑則（第四十条—第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの

園」という。) (以下「障害者福祉施設」という。) 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業 (以下「障害福祉サービス事業等」という。) に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主 (当該障害者が派遣労働者 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。) である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣 (同条第一号に規定する労働者派遣をいう。) の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。) 又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(平二四法二七・平二四法五一・平二八法六五・一部改正)

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団

体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を

適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（平二四法五一・令四法七六・一部改正）

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(平二四法五一・一部改正)

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(平二四法六七・令四法七六・一部改正)

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七條 都道府県は、第三十九條の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前條第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八條 都道府県及び前條第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九條 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二四年政令第二一〇号で平成二四年一〇月一日から施行)

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

附 則 （平成二八年六月三日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月二二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（施行の日＝令和五年四月一日）

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、

届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(令四法七七・一部改正)

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（この法律の公布の日及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の公布の日＝令和四年六月二二日）

